

北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

北朝鮮による拉致被害者は、政府が認定する17人のほか、拉致の可能性を排除できない特定失踪者等も相当数存在しており、沖縄県においても令和3年12月時点でその数は34名に上るとされている。

拉致被害者については、平成14年10月に5名の方々の帰国が実現したものの、平成16年にその家族が帰国して以来、何ら進展が見られていない。

そのような中、帰国を待ち望んでいた横田めぐみさんの父、横田滋さんが令和2年6月に、有本恵子さんの母、有元嘉代子さんが令和2年2月、父の有元明弘さんが本年2月に、それぞれ最愛の家族との再会を果たすことなく逝去された。拉致被害者及びその家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみから解放されるよう、一刻も早く全ての拉致被害者を救出しなければならない。

また、拉致事件は下校途中や自宅周辺など身近な場所で発生しているという事実を極めて深刻に捉え、拉致問題の早期解決に向けた啓発活動や再発防止に取り組む必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 あらゆる機会を捉え、拉致問題の平和的・外交的な解決に向けた具体的な行動を継続すること。
- 2 拉致問題を風化させないための啓発を一層強化すること。
- 3 関係諸国や国際機関等と一層の連携及び協調を強化すること。
- 4 二度とこのような悲劇が起こらないよう、再発防止に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月28日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		
外 務 大 臣		
拉致問題担当大臣		